

令和6年（2024年）3月22日

競争入札参加者 各位

八王子市契約資産部契約課

工事請負契約設計変更の取扱いに関する改正について（お知らせ）

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 改正内容

- (1) 変更見込金額が当初請負代金額の30%を超える場合、原則、別途契約とする。
ただし、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこと。
- (2) 次のア～エに該当する軽微な内容の変更を行う場合は、一括して変更することができること。
 - ア 工期の変更をしない場合
 - イ 重要な構造、工法及び位置の変更をしない場合
 - ウ 変更見込金額の累計額が当初請負代金額の10%相当額、かつ700万円を超えない場合
 - エ 議会の議決に付すべき契約に関連しない場合

2 適用日

令和6年（2024年）4月1日以後に発注する案件から適用する。

<問い合わせ>

契約資産部契約課 工事契約担当
直通 042-620-7215